（廃止措置実施方針の見直し）

第三十五条の五の四　廃棄物管理事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（廃止措置計画の認可の申請）

第三十五条の六　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　事業所の名称及び所在地

三　廃止措置の対象となる廃棄物管理施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

［四～七　略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～三　略］

四　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

［五・六　略］

七　廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

［八～十　略］

3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第三十五条の七　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　事業所の名称及び所在地

［三・四　略］

［2・3　略］

（廃止措置の終了の確認の申請）

第三十五条の十　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　事業所の名称及び所在地

［三～五　略］

［2・3　略］

［条を加える。］

（廃止措置計画の認可の申請）

第三十五条の六　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　廃止措置に係る事業所の名称及び所在地

三　法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる廃棄物管理施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

［四～七　同上］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～三　同上］

四　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

［五・六　同上］

七　廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書

［八～十　同上］

3　［同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第三十五条の七　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　廃止措置に係る事業所の名称及び所在地

［三・四　同上］

［2・3　同上］

（廃止措置の終了の確認の申請）

第三十五条の十　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　廃止措置に係る事業所の名称及び所在地

［三～五　同上］

［2・3　同上］